

30高小中第1320号

平成30年12月4日

各学校長 様

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長

（ 公 印 省 略 ）

児童生徒の携行品に係る配慮について（依頼）

うえのことについて、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局から事務連絡がありました。

本件の内容につきましては、「平成30年度小学校及び中学校各教科等担当指導主事連絡協議会」において、文部科学省から、別紙の「児童生徒の携行品に係る工夫例」は、各学校に一律の対応を求めるものではなく、実態に応じた配慮をお願いしたものとの説明がありました。

つきましては、このことも含めて貴管内の学校に周知いただき、必要に応じて適切なご対応をお願いいたします。

【担 当】

高知県教育委員会事務局 小中学校課
教育課程推進担当

（担当チーフ ）

〒780-8570

高知市丸ノ内1-7-52

TEL: 088-821-4908 FAX: 088-821-4926



事 務 連 絡
平成30年9月6日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校事務主管課
附属学校を置く各国立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課 御中
附属学校を置く各公立大学法人附属
学 校 事 務 主 管 課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務主管課

文部科学省初等中等教育局教育課程課
文部科学省初等中等教育局教科書課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

児童生徒の携行品に係る配慮について

児童生徒の携行品の重さや量への配慮については、従来から様々な取組を行っていただいているところですが、授業で用いる教科書やその他教材、学用品や体育用品等が過重になることで、身体の健やかな発達に影響が生じかねないこと等の懸念や保護者等からの配慮を求める声が寄せられていることから、今般、各学校における実際の工夫例を別紙のとおり作成いたしました。

教科書やその他教材等は、宿題や予習・復習などの家庭での学習課題を適切に課す等、家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものです。

各学校においては、このような重要性を踏まえつつ、教科書やその他教材等のうち、何を児童生徒に持ち帰らせるか、また、何を学校に置くこととするかについて、保護者等とも連携し、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等の学校や地域の実態を考慮して判断いただいていると考えておりますが、別紙の工夫例を参考とされるなど、児童生徒の携行品の重さや量について改めて御検討の上、必要に応じ適切な配慮を講じていただきますようお願いいたします。

このことについては、都道府県教育委員会においては、域内の市町村教育委員会及び所管の学校（大学を除く）に対し、指定都市教育委員会においては、所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては、所轄の私立学校に対し、附属学校を置く国公立大学法人においては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては、所管の学校設置会社の設置する学校に対し、十分周知するようお願いいたします。

本件担当：

(学習指導について)

初等中等教育局 教育課程課 教育課程企画室 企画係

電話：03 (6734) 2368

(教科書について)

初等中等教育局 教科書課 企画係

電話：03 (6734) 2576

(児童生徒の健康について)

初等中等教育局 健康教育・食育課 保健指導係

電話：03 (6734) 2918

児童生徒の携行品に係る工夫例

【日常的な教材や学習用具等について】

- 宿題で使用する教材等を明示することにより、家庭学習で使用する予定のない教材等について、児童生徒の机の中などに置いて帰ることを認めている。
- 同じ日の授業で多くの学習用具を用いる場合には、予め数日に分けて持ってくるよう指導するなど、児童生徒に教材等を使用する見通しを明らかにして、携行品の分量が特定の日に偏らないようにしている。
- 教科用の特別教室で使用する学習用具の一部について、必要に応じて、特別教室内の所定の場所に置くことにしている。
- 書写の授業があった際には、汚れた筆は持ち帰ることにしているが、その他の用具は学校に置くことを認めている。
- 部活動の用具のうち、個人が所有するものについて、鍵のかかる部室やロッカーであれば、置いて帰ることを認めている。

【学期始め、学期末等における教材や学習用具等について】

- 学期末に持ち帰る学習用具の中で大きいもの（水彩道具、習字道具、鍵盤ハーモニカ、裁縫道具等）については、1日1つになるよう計画的に持ち帰るとともに、給食エプロンや体操服、上靴などを持ち帰る金曜日に重ならないよう指導している。
- 学校で栽培した植物等を持ち帰る場合、児童の状況等を踏まえ、保護者等が学校に取りに来ることも可能にしている。
- 夏季における休業日明けの始業日は、通学時の携行品が多くなることから、夏季休業中の登校日等に宿題や学習用具の一部を持ってくることにしている。
- 道具箱については、学期末に保護者が集まる際に、不足を確認し、補充をお願いすることで、持ち帰らなくてもよいことを認めている。

【その他留意している点について】

- 児童生徒の持ち物について、盗難防止等の観点から、放課後は施錠するようにしている。
- 教材等について、置いて帰ってもよいものについては、年度当初にリストを配布して児童生徒に周知している。
- 日頃から学校に置いていくことを認めているものや学期末に持ち帰るものについて、学年通信等の文書で保護者に連絡し、周知している。